

消防署からのお知らせ

### 年末年始特別警戒を 実施します

火災の未然防止および放火の防止を呼び掛け、住民の警戒心の高揚を図ります。

#### 警戒期間

12月26日(日)～  
令和4年1月3日(月)

#### 時間

能代消防署：日中、午後7時

二ツ井消防署：午前、午後各1回

出張所：日中

#### 問合せ

能代消防署 ☎52・3312

二ツ井消防署 ☎73・2327

間もなく使用期限！

店舗の確認はこちらから↓

## 生活応援商品券



生活応援商品券の使用期限は12月31日(金)までとなります。これを過ぎると使用できませんので、忘れずにお使いください。使用できる店舗は、市ホームページなどでご確認ください。  
問合せ 福祉課 ☎89-2152

オンライン・対面で

### 移住相談会を行います のしる暮らす

オンライン相談会

期日 12月15日(水)

開始時間 午前10時、11時、午後4時、5時、6時、7時

※13日(月)までLINEメール(sougou@city.noshiro.lg.jp)、LINE(@noshiroclass)で予約ください。

#### ●年末特別移住相談会・お仕事相談会

移住相談スタッフとハローワーク担当職員が相談ブースを設置します。

日時 12月30日(木)

午前10時～午後4時

場所 イオンタウン能代

中央出入口付近

#### 問合せ

人口政策・移住定住推進室

☎0185・89・2163



固定資産税

### 償却資産の申告書をお送りします

来年1月1日現在、市内に事業のための構築物、機械、器具、備品などの資産を所有している会社や個人の方は、償却資産の申告が必要です。

令和3年度の申告者には、12月中旬に「令和4年度償却資産申告書」をお送りします。令和3年1月2日以降に「新たに店舗を構えた」「事業を起した」「太陽光発電を始めた」などの方も申告が必要です。すでにご連絡ください。

申告書には個人番号(マイナンバー)または法人番号の記入をお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、なるべく郵送または地方税ポータルシステム(eLTAX)による電子申告をご利用ください。



eLTAX

#### 申告期間

令和4年1月4日(火)

～31日(月)

#### 問合せ

税務課 ☎89・2127

### 過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法に係る課税免除について

市では産業の振興により市の発展を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等に基づき、「能代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」を制定しました。これにより令和3年4月1日から6年3月31日までに取得された事業用資産について、申請により固定資産税の課税免除が受けられる場合があります。対象となる事業や要件判定、手続きなどの詳細については、市のホームページをご覧ください。



申請期限 毎年1月31日まで

問合せ 税務課 ☎89-2127 市ホームページ



### 羽田片道5千円往復1万円助成！ 3月まで限定で助成額を引き上げます

大館能代空港羽田便の利用者が減少していることから、市では航空路線の維持を図るため、一時的に助成額を引き上げます。

対象 ・能代市に住所を有する方  
・能代市に所在する事業所 など

内容 運賃の助成額を引き上げます  
(片道当たり2,000円⇒5,000円)

期間 令和3年12月1日～4年3月31日搭乗分  
(上記期間以外は片道2,000円)

※航空券の種類によっては助成の対象とならない場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

申請・問合せ

観光振興課 ☎89-2179 市ホームページ

